

上尾市街路樹維持管理ガイドライン

令和 7 年 12 月改定

上尾市都市整備部道路河川課

目 次

I. はじめに

上尾市街路樹維持管理ガイドラインとは.	1
-----------------------------	---

II. 上尾市における街路樹の現状と課題

1.現状	1
----------------	---

2.課題	1
----------------	---

III. 課題解決に向けた取り組み

1.基本的な考え方（街路樹のあり方）	2
------------------------------	---

2.取り組みの視点	2
---------------------	---

IV. 街路樹の整備・管理について

1.街路樹の整備	3
--------------------	---

2.街路樹の再配置	5
---------------------	---

（1）中高木の撤去

（2）高木の間引き

（3）植樹帯（低木）の撤去

（4）民間事業者等との協力

V. 合意形成	8
-------------------	---

VII. まとめ	8
--------------------	---

I. はじめに

上尾市街路樹維持管理ガイドラインとは

上尾市では、昭和50年代からの市街地整備や道路整備において、みどり豊かな都市を目指し、多くの街路樹が植樹されてきました。しかし、管理している街路樹の中には老木化が進んでいるものが多く、大径木化、根上がりによる通行障害などの様々な課題が生じてきております。また、近年の台風や大雨等の異常気象の際には倒木も危惧されております。

このガイドラインは、上尾市が管理する街路樹について、その整備や管理の方法を定めるものであり、街路樹を植樹すべき場所と避けるべき場所の考え方を整理し、今後の街路樹の整備、再配置及び維持管理について方針を定めるものです。

II. 上尾市における街路樹の現状と課題

1. 現状

本市では、都市計画道路をはじめとした多くの幹線道路において、その歩道部に植樹帯（桝）があり、低木・中高木が植樹されている。

これら樹木の維持管理については、剪定、除草を実施しているが、近年の気象変化に伴い、枝や雑草の繁茂による苦情も増加しているため、剪定、除草の頻度も見直していく必要が生じてきている。

また、維持管理には年間約7千万円の経費がかかっており、大径化に伴う剪定経費の増加など、作業単価についても年々上昇傾向にある。

2. 課題

街路樹の多くが、植樹してからかなりの年数を経過しており、老朽化が進んでいるほか、交通安全等においても多くの問題が生じてきている。

- ◇歩道の有効幅員不足 ◇交差点や歩道出入口における見通しの悪さ ◇倒木、落枝
- ◇根上りによる通行障害 ◇建築限界の侵犯 ◇落葉 ◇強剪定による樹体の衰弱

III. 課題解決に向けた取り組み

1. 基本的な考え方（街路樹のあり方）

一般に、街路樹には景観向上、環境保全、緑陰形成、交通安全、防災の機能がある。（道路緑化基準・同解説）

街路樹には、遮光、視線誘導といった「交通安全」や、延焼防止といった「防災」も期待される一方で、成長や衰弱、あるいは、管理が十分行き届かないことにより、これらの機能が損なわれ、伸びた枝葉が車道や歩道へはみ出し通行の支障となり、見通しを阻害する。また、台風や大規模地震時などに倒木や落枝が原因による道路閉塞や通行障害も引き起こし得る。

このように、街路樹本来の機能が十分発揮できないばかりか、むしろ妨げになってしまう場合がある。

このことを踏まえ、「適正な配置」、「計画的維持管理の実現」、「並木の維持、更新」に取り組む必要がある。樹木は年齢・樹齢を重ねねば痛んでくる可能性の高いことを踏まえて現存樹木の管理のみならず撤去・更新を検討する。

2. 取り組みの視点

■既存街路樹の点検

街路樹の点検は、別に定める『上尾市街路樹点検ガイドライン』に基づき取り組むこととし、点検等により、倒木などの道路交通に障害を与える可能性がある危険木が判明した際には、早期に撤去（更新）を行う。

■街路樹の適正な配置（「適所」、「適量」）

街路樹は、市街地の道路や歩行者の多い道路に配置し、維持していく。一方、沿道の豊富な緑と重複する場所や樹木の成長により将来的に地域の景観眺望を妨げる恐れのある場所は植樹を避ける。

また、老木化した樹木の撤去や過密な並木の間引き、枯死した低木植栽の撤去などで管理の負担軽減を図る。

☞街路樹の再配置（中高木の撤去、間引き、植樹帯（低木）の撤去）

なお、撤去・再配置においては、埼玉県の「道路設計の手引き（道路編）」に基づくほか、道路の利用状況などを考慮し実施する。

IV. 街路樹の整備・管理について

1. 街路樹の整備

街路樹の整備における基準は、以下のとおりとする。

○植樹帯、植樹枠設置箇所の歩道有効幅員について

植樹帯、植樹枠の設置は、原則として、植樹帯、植樹枠を除いた有効幅員が 2.0m 以上確保できる歩道において行う。ただし、「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道に設置する植樹帯については、植樹帯を除いた有効幅員が3.0m以上確保できるように設置する。

○樹種の選定

樹種の選定では、樹木の成長を十分考慮し、対象道路の空間規模に適したものを選ぶ。

○植栽間隔（中高木）

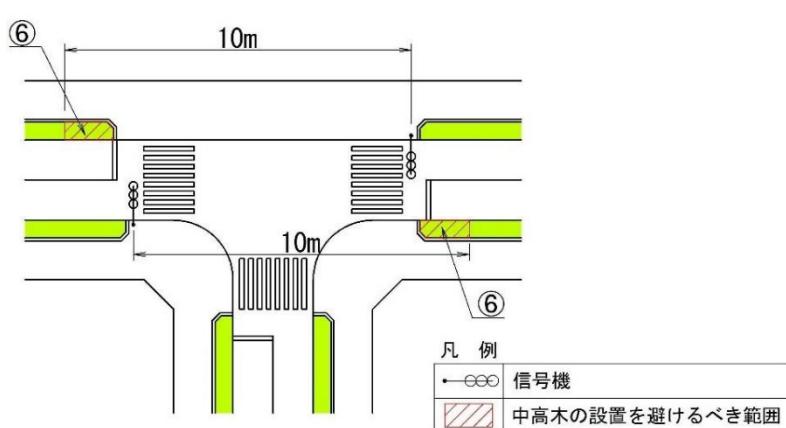
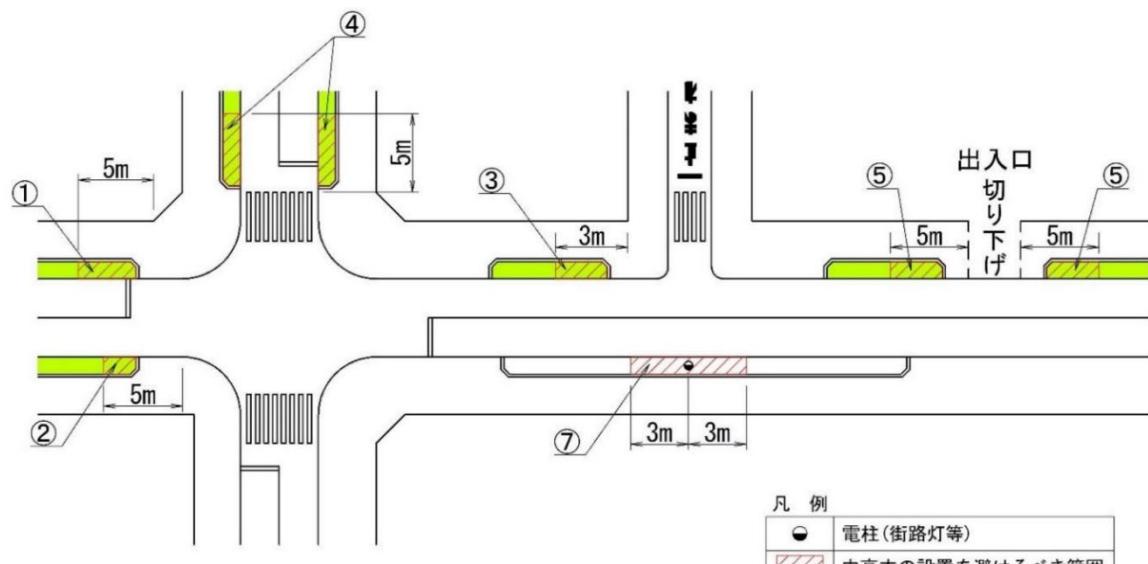
植栽間隔は20mを標準とする。

○植樹帯・植樹枠の配置

植樹帯・植樹枠の配置にあたっては、植樹帯設置基準（道路設計の手引き 道路編）による。ただし、同基準に記す離隔距離などの適用にあたっては、成長後の樹木の枝はりを十分考慮する。

■中高木の設置を避けるべき範囲（植樹帯設置基準（道路設計の手引き 道路編））

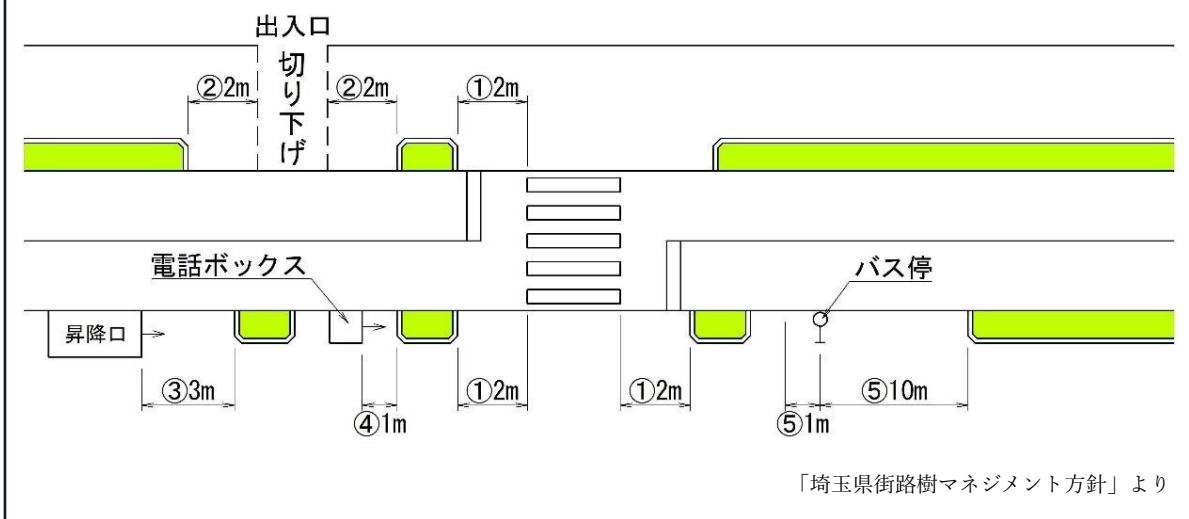
- ・交差点縁石の曲線部の終点または隅切り部の終点から 5 m以内・・・①、②
- ・支道の官民境界から歩道等の幅員に 3 mを加えた範囲内または縁石の曲線部の終点から 3 m以内・・・③
- ・横断歩道の端部、歩道出入口の端部から 5 m以内・・・④、⑤
- ・信号柱の手前 10m以内・・・⑥
- ・電柱、街路灯等の道路占用物から 3 m以内・・・⑦



「埼玉県街路樹マネジメント方針」より

■植樹帯（桝）設置を避けるべき範囲

- ・横断歩道、歩道出入口の端部から 2 m以内・・・①、②
- ・昇降口等付近から 3 m以内・・・③
- ・電話ボックスの入口から 1 m以内・・・④
- ・バス停留所標柱から、車両進行方向で前方 1 m以内、手前10m以内・・・⑤



2. 街路樹の再配置

（1）中高木の撤去

過去に植樹され現植樹帯設置基準を満たしていないものや、植樹後の成長によって樹高、幹径、枝ぶりが大きくなりすぎたことで、道路の機能に支障を及ぼしている中高木について、撤去を検討し道路利用者の安心・安全を確保するとともに、維持管理の負担軽減を図っていく。

■原則撤去すべき対象

『上尾市街路樹点検ガイドライン』により危険木と判断した樹木のほか、道路の機能上、著しく交通障害の要因となっている樹木。

■撤去を検討する対象

以下のような場合には撤去を検討する。

- ・歩行空間の確保、自転車通行空間等の整備に伴う撤去

- ・道路標識等の手前（3m以内程度）
- ・根上りによる段差など歩道の損傷について、歩道修繕で対処が困難なもの
- ・歩道の出入口付近で、車両が出入りする際見通しを妨げるもの
- ・カーブの内側で、視距の妨げになる場合
- ・成長（大径木化）した高木の更新のための撤去
- ・森林や公園、緑地等に面し、沿道に豊富な緑があり、道路植栽と重複する箇所
- ・設置後成長で大木化、大径化し、また樹形の乱れなどにより、周辺環境に影響を及ぼしている箇所、ならびに維持管理が困難となった箇所
- ・上記のほか、植樹帯設置基準（道路設計の手引き 道路編）で、中高木の設置を避けるべきとする範囲

※伐採の判断においては植栽された経緯なども考慮すること

（2）高木の間引き

成長の結果、植栽間隔が過密となり、ドライバーからの視界、地域の景観資源の眺望や沿道の環境に支障を及ぼしている街路樹（並木）の間引きを検討し、景観向上や沿道環境の改善を図るとともに、維持管理の負担軽減を図っていく。

なお、以下については適切な植栽間隔の設定により間引きを検討する。

◇大径化した街路樹が立ち並ぶことで、運転者から歩道や交差道路の見通しを妨げ、または、カーブの視距を妨げている箇所

◇公園、緑地等に面し、沿道に豊富な緑があり、道路植栽と重複する箇所

◇設置後成長で大木化、大径化し、地域の景観を妨げている箇所

◇歩道の有効幅員が2m未満の箇所の植樹枠

※間引きの判断においては樹種や植栽された経緯も考慮すること

※前後区間との連続性や並木としての統一性に配慮すること

（3）植樹帯（低木）の撤去

道路の機能上支障となる低木や枯死等が目立ち景観上支障となっている低木植栽について撤去等を検討し、道路の利便性や景観の向上を図るとともに、維持管理の負担軽減を図る。

■原則撤去すべき対象

道路の機能上、著しく交通障害の要因となっている樹木。

■撤去を検討する対象

以下のような場合には撤去、または地被類への変更や植樹枠への改修を検討する。

- ・歩道の有効幅員が狭い（概ね2m未満）箇所
- ・歩行空間の整備、自転車通行空間等の整備に伴う撤去
- ・横断歩道の付近などで歩行者のたまりを確保する箇所
- ・枯死または衰弱し雑草が繁茂している植樹帯、植樹枠（集約等も検討）
- ・余剰地等に設けられた低木植栽で、ごみ等が捨てられやすい箇所
- ・「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道で通行に支障となっている箇所
- ・車両交通量の多い道路で、見通しが悪く車両の出入に支障となっている箇所
- ・歩行者や自転車の通行量が多く、歩道の有効幅員を広く確保する必要がある箇所
- ・交通の状況及び沿道の土地利用の状況等を勘案し、歩行者の安全確保の観点から撤去が望まれる箇所
- ・上記のほか、植樹帯設置基準（道路設計の手引き 道路編）で、植樹帯の設置を避けるべきとする範囲。

※横断防止等の特別な機能が求められる場合は残置や代替施設の設置を検討する。

（4）他の事業ならびに民間事業者等との協力

インフラ施設の更新等に伴う歩道掘削工事、ならびに民間事業者等による開発行為や建築行為等に伴い、既存歩道の切下げ等の工事が行われる際には、街路樹の必要性、安全性を確認し、本ガイドラインに基づき撤去・再配置等を求める。

V. 合意形成

街路樹の整備や再配置においては地域住民等の理解が得られることが重要で、特に周辺に与える影響が大きいと想定される取り組みでは、地域住民や沿道土地利用者、道路利用者等（以下、関係者）に対し、街路樹が果たす役割と併せて成長等に伴う課題や維持管理上の負担等もよく説明し、取り組みの必要性を十分理解してもらいながら進めていく必要がある。

中高木の撤去、高木の間引き、植樹帯の撤去などを行う際には、関係者の理解を得ることが望ましく、広報や自治会回覧、現地への貼紙掲示などで説明・周知を行っていく。

VI. まとめ

街路樹は、景観、環境、交通の安全、防災など、さまざまな役割を担っており、豊かな市街地を形成するうえで重要な要素となっていることから、適切な維持管理、更新を行い、周辺環境との調和に努めていかなければならない。

履歴	1. 令和 6年11月	策定
	2. 令和 7年12月	改定